ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」運営業務に関する
公募型プロポーザル提案実施要領

【日程】

参加申請期間	令和7年6月3日（火）～令和7年6月23日（月）午後4時必着
質問受付期間	令和7年6月3日（火）～令和7年7月8日（火）午後4時必着
現地説明会	令和7年7月2日（水）※現地説明会参加申請書を提出すること。
最終回答日	令和7年7月10日（木）
図書閲覧期間	令和7年6月6日（金）～令和7年6月27日（金） ※受付時間は、午前10時から午後3時まで。事務所が不定休のため要事前連絡。
提案書提出期間	令和7年7月11日（金）～令和7年7月24日（木）正午必着
提案書審査評価	令和7年8月上旬（予定）
審査結果通知	令和7年8月下旬（予定）
契約締結	令和7年9月下旬（予定）

1　業務概要

(1) 業務名称

ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」運営業務

(2) 目的

ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」の運営に最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式により事業者選定を実施する。

(3) 業務概要

別途定める『ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」における運営業務委託仕様書』（以下「運営仕様書」という。）及び『ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」における投票機器、場内モニター及び監視カメラシステムに関する仕様書』（以下「機器等仕様書」という。）に基づき、ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」（以下「オラレ美馬」という。）の運営を包括的に行う。

(4) 契約期間

契約締結日から令和16年3月31日まで

2　提案者の資格要件

提案者は公告日を基準日として次に掲げる条件をすべて満たした者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該

当していないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生または再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等がない者であること。

(4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(6) 暴力団員またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体でないこと。

(7) 役員（法人の監査役および監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。

・破産者で復権を得ない者

・拘禁刑（禁固刑以上の刑）に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

・暴力団の構成員等

(8) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 鳴門市建設工事入札参加資格業者名簿または、鳴門市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿もしくは、鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿のいずれかに登載されている者。

イ 上記アに該当しない者で、参加申請期間内に別紙①に示す必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(9) 過去 10 年以内に地方公共団体と契約を締結し、国内のボートレース場本場若しくは外向発売所又はボートピア、オラレ、チケットショップ等場外発売場において、勝舟投票券の作成、発売、払戻し業務を主として運営した実績を有すること。

３　参加手続き等

本件応募型プロポーザル方式による選定への参加希望者は、次に示す申請書類を提出期間内に提出すること。なお、提出期限までに参加申請書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。また、提出書類について鳴門市企業局から説明を求められた場合は、誠実に応じなければならない。

(1) 提出期間　　令和 7 年 6 月 3 日（火）～令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 4 時必着

(2) 提 出 先　　〒772-8510　徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜 48 番地 1
鳴門市企業局ボートレース企画課
電話：088-685-8111　　FAX：088-685-0342

E-mail：br_kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

(3) 提出方法　持参又は郵送によるものとする。

持参する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとするが、事務所が不定休のため事前に連絡すること。

郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「オラレ美馬の運営に関する提案参加申請書在中」と朱書きし、提出期間内に必着すること。

提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(4) 提出書類　参加申請書（様式 1）

誓約書（様式 2）

事業者情報カード（様式 3）

2の(8)イに該当する場合、別紙①に記載のある各書類

（以下、まとめて「参加申請書等」という。）

(5) 参加辞退　参加申請書等を提出した者のうち、本件への参加を辞退するものは、辞退届（様式 4）を上記(2)に定める提出先に提出しなければならない。

4　現地説明会

オラレ美馬の休館日に、館内バックヤード等を含む現地説明会を実施する。

(1) 実 施 日　令和 7 年 7 月 2 日（水）を予定。詳しい時間は、現地説明会参加希望者に後日通知する。ただし、オラレ美馬の営業の都合により、日時を変更もしくは現地説明会を中止する場合がある。

現地説明会に参加しない場合であっても、現地説明会で説明し、確認した内容については全て了承したものとみなす。

(2) 場　　所　徳島県美馬市美馬町中通 207　　オラレ美馬

(3) 所要時間　1 時間程度

(4) 説 明 者　鳴門市企業局ボートレース企画課　関係者

(5) 説明方法　図面等資料を提示しながら口頭で行う。

ただし、現地で説明者が受け答えした内容は鳴門市企業局の正式な回答ではないため、不明な点や疑問点は 5 の(2)に示す手続により質問書を提出すること。

原則として写真撮影は可能とするが、現地で説明者が禁止した箇所については撮影しないこと。

(6) 参加方法　現地集合とする。ただし、参加申請書等提出期限までに現地説明会参加申請書（様式 5）を提出した者に限る。

(7) 参加人数　参加者 1 者につき 5 名までとする。

5　図書の閲覧及び質問とその回答

本件に係る図書の閲覧及び質問は、参加申請書等を提出した者（以下「参加者」という。）に限る。

質問に対する回答は、本公告及び仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

(1) 図書の閲覧

① 閲覧図書　　オラレ美馬の平面図、立面図、駐車場を含む周辺図等

② 閲覧期間　　令和７年６月６日（金）～令和７年６月27日（金）

③ 閲覧場所　　上記３の (2)に同じ。

④ 閲覧方法　　閲覧時間は、事務所営業日の午前 10 時から午後 3 時までとする。事務所が不定休のため事前に連絡すること。
参加者には、閲覧図書と同様の資料を配布する。
配置等の提案に必要な提案書の様式については、参加者に提供する。

(2) 質問書の提出

① 様　　式　　質問書（様式６）による。

② 受付期間　　令和７年６月３日（火）～令和７年７月８日（火）午後４時

③ 提出場所　　上記３の(2)に同じ。

④ 提出方法　　E-mail とする。

(3) 質問に対する回答は、令和７年７月 10 日（木）までに鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。なお、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

6　提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

① 運営仕様書及び評価基準を踏まえた上で、次表(a)から(e)の書類を作成し、提出すること。提案書の様式は任意とするが、評価基準を踏まえて作成し、提案漏れのないよう注意すること。

② (b) 業務実績調書には、2の(9)を証する契約書の写しを添付すること。ただし、契約期間、契約内容、契約者名等が確認できる状態であれば、契約金額等については伏せた状態でも差し支えない。

③ A4サイズの用紙を基本とし、1冊に左綴りで作成する。（一部A3判可）

④ フォントの制限はないが、見やすさに配慮すること。

⑤ ページ番号、目次、インデックス等を活用した見やすい製本とする。

	様式名	様式番号	作成サイズ等
(a)	業務提案書表紙	様式7	A4 1枚
(b)	業務実績調書	様式7-1	A4 1枚
(c)	業務提案書	任意	任意
(d)	舟券売上目標及び売上向上施策の実施経費	様式7-2	A4 1枚
(e)	施行者収益率	様式7-3	A4 1枚

(2) 提出期間　　令和 7 年 7 月 11 日（金）～令和 7 年 7 月 24 日（木）正午必着

(3) 提出場所　　上記 3 の(2)に同じ

(4) 提出方法　　上記 3 の(3)に同じ。郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「オラレ美馬の運営に関する提案書在中」と朱書きし、提出期間内に必着すること。

(5) 提出部数　　8 部

(6) 提出後において、提案書等の内容変更及び追加は認めない。

(7) 提出された書類は返却しない。提案書等は、本件プロポーザルにおける審査及び契約の締結に至った場合に使用するほかは使用しないものとし、鳴門市の文書管理規程等に従い責任を持って管理、廃棄を行う。

(8) 提出された提案書等は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える恐れのあるものについては、公開しないこととする。

(9) 受託者選定後、提案書に記載された事項は、契約締結時の仕様書等として取り扱うものとする。ただし、法令等の基準を満たすために修正すべき事項があると本市が判断した場合などは、受託者との協議により、項目の追加、変更または削除等の変更を行うことがあるものとする。

(10) 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

7　業務提案書等の評価基準

(1) 得点化方法

参加者からの提案事項に関して、「評価項目及び配点」に示す評価事項ごとの視点から、次の6段階評価を行い得点化する。

評　価		得点化方式
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	提案なし	配点×0

(2) 評価項目及び配点

①実績評価及び提案評価

実績評価と提案評価の評価項目及び配点は次のとおり。詳細は、『ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」の運営に関するプロポーザル提案内容評価シート』を参照すること。特に、仕様書と評価シートを参考に提案漏れのないように留意すること。

	評価項目		配点
実績評価	業務実績に関する事項	会社概要、受託先業務内容、受託年数等	5
提案評価	業務履行に関する事項	業務体制、業務開始までの準備計画、危機管理体制	25
		投票関係業務、有料席運営業務、警備業務	
		清掃業務、施設・機器等の維持管理業務、一般管理業務	
		依存症対策と地域貢献	
	売上向上に関する事項	売上向上施策の基本方針	30
		舟券売上目標と売上向上施策実施経費	
		投資を伴う売上向上施策	
収益率評価	7の(2)②の計算式のとおり		40
総合得点			100

② 収益率評価

収益率評価の配点は上記 7 の(2)①のとおり。収益率評価は以下の計算式により高い施行者収益率を提示した提案が高評価となる。

$$配点 \times \frac{提案者の収益率（\%）}{提案された中で最高の収益率（\%）} = 評価点$$

（小数点以下第１位を四捨五入）

8　受託者の決定方法

(1) ボートレース鳴門小規模場外発売場「オラレ美馬」運営業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書等についての審査を行う。提案者ごとの評価にあたり、選定委員会の委員の評価点の合計（以下「総得点」という。）が満点の 6 割以上かつ最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第 2 位の提案者については次点者とし、優先交渉権者との協議において不調となった場合に繰り上げることとする。提案者が 1 者であっても、提案書等の審査を実施し、収益率評価を除く総得点が満点の 6 割以上を満たしている場合は、優先交渉権者として決定する。

なお、提案者ごとの評価にあたり、委員の評価点について、合計得点で最高点及び最低点をつけた委員の評価点を除外し、残りの委員の評価点を合計した点数を総得点とする。ただし、最高点若しくは最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ 1 名の委員の評価点を除くこととする。

(2) 提案者のうち、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない者

② 提出書類に虚偽の記載があった者

③ 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者

④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

⑤ 本公告に係る提案書等を 2 つ以上提出した者

(3) 総得点が同点の者が 2 者以上あるときは、次により順位を決定する。

① 7 の(2)②施行者収益率の評価点が高い者を上位とする。

② 7 の(2)②施行者収益率の評価点が同じである場合は、7 の(2)①のうち提案評価の評価点が高い者を上位とする。

③ 上記①及び②の評価点が同じである場合は、7 の(2)①のうち次に示す項目の順序で評価点が高い者を上位とする。

(ア) 売上向上に関する事項

(イ) 業務履行に関する事項

(4) 優先交渉権者を特定したときは、提案者全員に対し次の事項を通知する。

① 優先交渉権者の総得点

② 自己の総得点と順位

③ 今後の手続きについて（優先交渉権者のみ）

(5) 優先交渉権者上位から協議を行い、双方合意の時点で鳴門市公営企業管理者企業局長（以下、「企業局長」という。）が受託者として決定する。

9　契約手続き

(1) 企業局長は、仕様書及び提案書等に基づき優先交渉権者と協議し、令和 7 年 9 月下旬にオラレ美馬の運営に関する業務についての委託契約を締結する。

(2) この業務委託の契約期間は、契約締結日から令和 16 年 3 月 31 日までとする。

(3) 契約手続きは、鳴門市契約に関する規則の規定による。

(4) 契約保証金は、免除する。

(5) 企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。また、受託者が提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

10　その他

(1) 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約内容は、仕様書及び提案書の内容を基本とするが、国その他の行政機関（それらの出先機関を含む）や地元住民との協議により、改善指導や要望があった場合には変更

となる場合がある。また、提案書記載の内容であっても本市と優先交渉権者との協議の結果、不採用となる場合がある。これらによって変更が必要な場合及び提案書記載の内容で仕様に不足がある場合は、受託者の負担で対応すること。

(3) 上記(2)のほか、提案書に記載した内容は必ず履行すること。

(4) 仕様書で示す内容のうち、令和 7 年度中に着手が必要なものについて、受託者は鳴門市に協議の上実施すること。

11　問い合わせ先

〒772-8510　徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜 48 番地 1

鳴門市企業局ボートレース企画課　　担当：糀、山下

電話：088-685-8111　　FAX：088-685-0342

E-mail：br_kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp